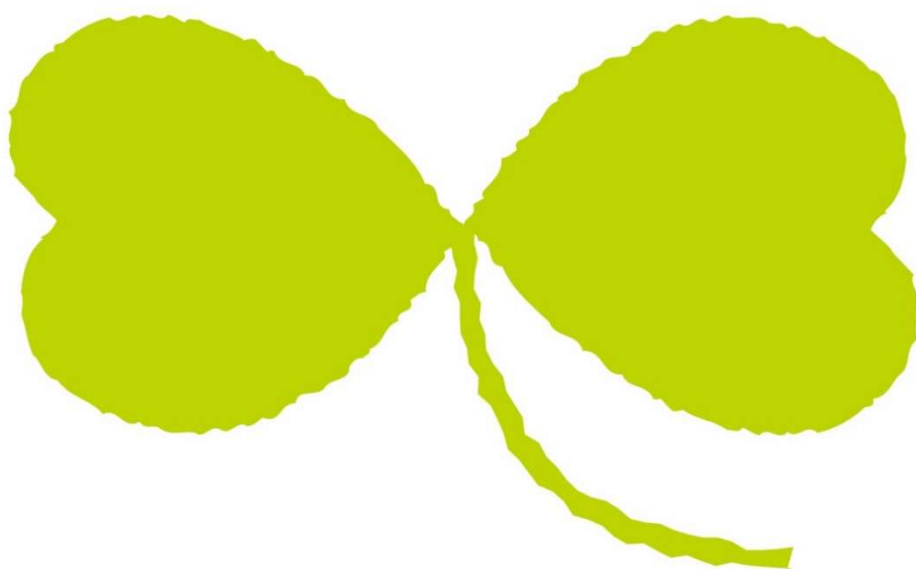


入園のしおり

(兼 重要事項説明書)



あしたばマインド

明日葉保育園
戸塚西口園

株式会社あしたばマインド

目次

1. 事業目的および保育理念	1
2. 会社概要	1
3. 保育所概要	2
4. 職員体制	3
5. 開所日・開所時間および延長保育	3
6. 間食および夕食について	5
7. 入園手続き	6
8. 提供する保育・教育の内容等	6
9. 登園・降園について	10
10. 園生活に必要な持ち物	11
11. 集金させていただくもの	13
12. 食事年間目標	14
13. 日々の健康管理について ～子どもの健康について～	16
14. 健康管理年間計画	18
15. 感染症について	19
16. 登園許可書が必要な感染症 ※医師に記入してもらってください	20
17. 登園届が必要な感染症 ※保護者の方が記入してください	21
◆ 注意が必要な感染症：	21
18. その他保育に関すること	22
19. 緊急時・非常災害時の対策	22
20. ご家庭と園との連絡方法	24
21. 保育の質（運営委員会等）	24
22. 個人情報の取り扱いについて	25
23. 苦情・ご意見・ご要望などの申し出窓口について	27
24. 連携施設	27
25. 地域の育児支援について	27
26. プライバシー保護について	27
27. 利用の終了に関する事項	28
28. 子どもの人権について	29
29. 実習生・ボランティアの受け入れについて	29
30. SDGs の取り組み	30
31. 新型コロナウイルス感染症への対策	30
32. 保育所における安全計画の策定について	30

1. 事業目的および保育理念

◆ 事業目的

当園は、児童福祉法等の諸規則に従い、乳幼児に必要な保育サービスを提供いたします。

◆ 保育理念

「子どもの明日を育み、今日を支える」

明日葉の花言葉は「旺盛な活動力」

私たちは、子どもが毎日を豊かに過ごせる保育を通じて、

明日をたくましく生きる力を育みたいと考えます。

そして、子どもの健やかな成長を願うご家庭や地域社会との

コミュニケーションを大切にして、より良い今日をサポートします。

◆ 保育・育成 方針

子どもが、今日を最もよく生き、望ましい「明日」を創り出す力の基礎を培う

◆ 保育目標

- 自分も人も尊重できる子ども
- 自分で考えて正しいことを選びとれる子ども
- 心も体も健やかな子ども
- 思いを適切に表現できる子ども

2. 会社概要

◆ 事業者 : 株式会社あしたばマインド

◆ 代表者 : 代表取締役 大隈 太嘉志

◆ 資本金 : 5,000 万円

◆ 本 社 : 東京都港区三田 3-5-19 住友不動産東京三田ガーデンタワー3 階

T E L : 03-3453-3335 (保育園事業部)

F A X : 03-3453-3336

◆ 事業内容 : 明日葉保育園の運営

3. 保育所概要

- ◆ 種 別 : 保育所
- ◆ 名 称 : 明日葉保育園戸塚西口園
- ◆ 所在地 : 〒244 - 0003 神奈川県横浜市戸塚区戸塚町 167 - 29
- ◆ 開 設 : 2022 年 4 月 1 日
- ◆ 電 話 : 045-392-4884
- ◆ 対 象 : 1 歳児～小学校就学前まで
- ◆ 利用定員:

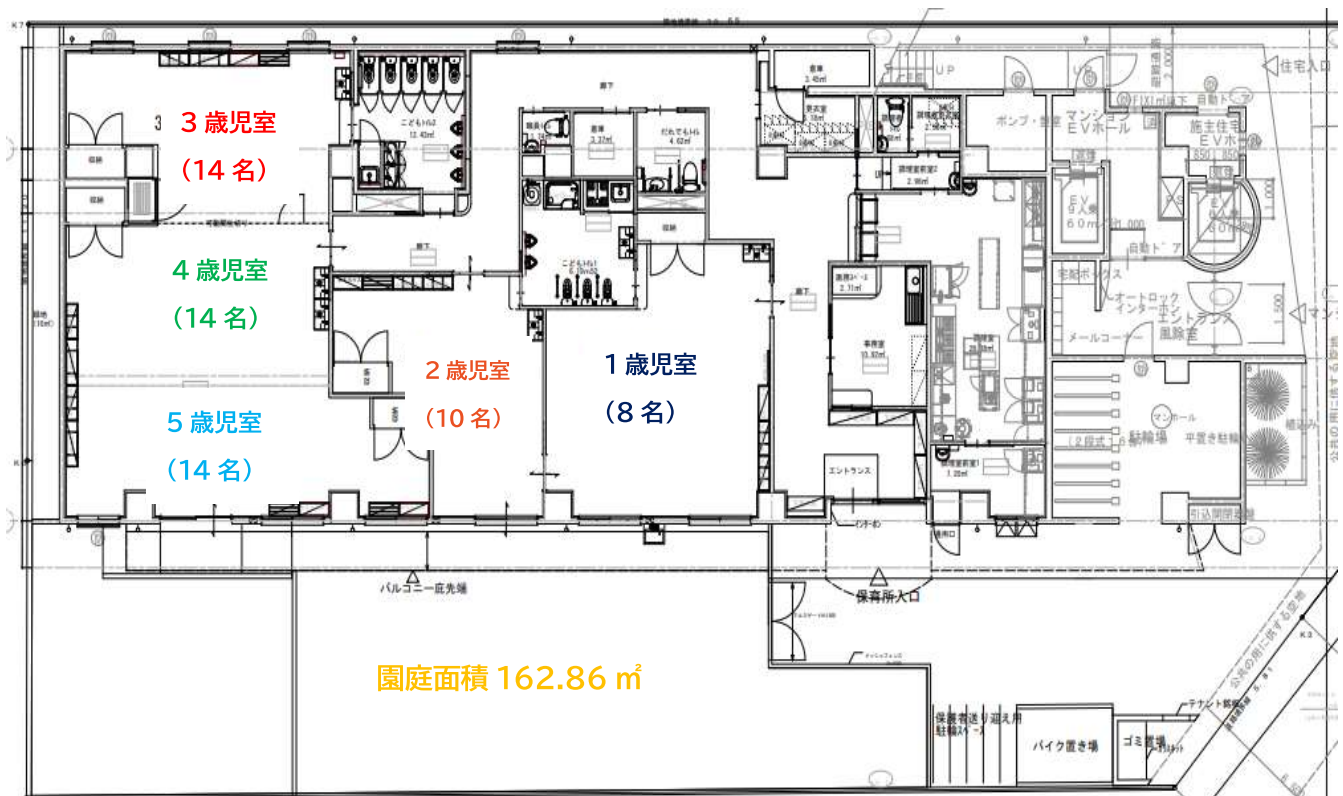
1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
たんぽぽ	すみれ	ちゅーりっぷ	さくら	ひまわり	
8人	10人	14人	14人	14人	60人

- ◆ 事業内容: 月極保育、延長保育、一時保育、育児相談、地域子育て支援事業
- ◆ 特色のある保育プログラム: 食育、リトミック、幼児体育、英会話など
- ◆ 評価制度: 第三者評価機関による事業評価を受審します
- ◆ 嘱託医 : 戸塚こどもクリニック
電話: 045-869-3715
: おおたに歯科クリニック
電話: 045-870-1818

- ◆敷地面積: 766.6 m²
- ◆ 構 造 : 鉄骨造 5 階建て (1 階)
- ◆ 延床面積: 1,391 m² (保育所使用面積)
- ◆ 施設内容:

乳児室 (1 歳児)	1 室	面積: 44.16 m ²
保育室 (2~5 歳)	4 室	面積: 22.59~50.95 m ²
調理室	1 室	面積: 28.38 m ²
調乳室	1 室	面積: 3.96 m ²
乳・幼児トイレ	13 個	乳児: 5 個 幼児: 8 個
事務室・医務室・更衣室	2 室	面積: 16.1 m ²
屋外遊技場 (園庭)	園庭面積: 162.86 m ²	
その他設備	冷暖房	

◆ 園内見取り図：



4. 職員体制

施設長・主任保育士・保育士・非常勤保育士・看護師・栄養士を含む調理員について、児童福祉法および横浜市の定める職員配置基準に基づき、児童数に応じて職員数を配置します。なお、開所時間には必ず2名以上の保育従事職員を配置し、保育にあたります。

5. 開所日・開所時間および延長保育

◆ 開所時間：

平日	7時00分 から 20時00分 まで
土曜日	7時30分 から 18時30分 まで

◆ 休園日：(※日曜日、祝日、12月29日～1月3日)

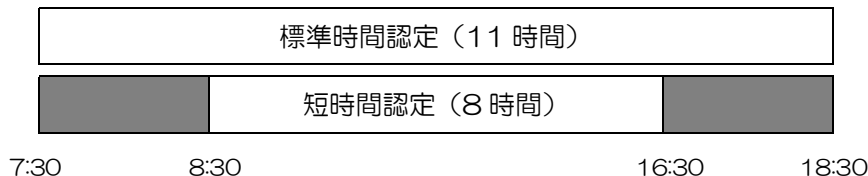
※非常災害その他急迫の事情があるときには、ご家庭での保育をお願いする場合があります。

◆ 認定時間による利用時間の違い：

【平 日】



【土曜日】



※延長保育時間（事前申請及び利用料が別途かかります。下記参照）

◆ 延長保育時間区分：

朝延長	区分①	7:00～7:29	区分②	7:30～7:59	区分③	8:00～8:29
夕延長	区分④	16:31～17:00	区分⑤	17:01～17:30	区分⑥	17:31～18:00
	区分⑦	18:01～18:30	区分⑧	18:31～19:00	区分⑨	19:01～19:30
	区分⑩	19:31～20:00				

※区分②～⑦は短時間認定の方のみ。

◆ 各時間区分利用料：区分ごと利用区分回数で料金が発生します。

利用方法	利用区分回数	金額
単発利用	1～2 回	300 円/回
半月極利用	3～10 回	850 円
月極利用	11 回以上	1,700 円

※半月極利用または月極利用に関しては、

園と相談の上、**事前登録**が必要です。

単発の場合も事前にご相談およびご連絡ください。

※遅延証明等をお持ちいただいても、

延長利用料は発生しますので、ご注意ください。

＜例＞

標準時間認定のご家庭

残業で一月のうちに3日延長保育を利用

4 月 10 日 19:10 に降園（区分⑧＋⑨）

4 月 17 日 18:45 に降園（区分⑧）

4 月 18 日 18:55 に降園（区分⑧）

【4 月の延長保育利用】

■区分⑧18:31～19:00 300 円×3 回
→区分内で3 回利用したため、半月利用が適用になり 850 円

■区分⑨19:01～19:30 300 円×1 回
→単発利用が適用になるため、300 円

計 1,150 円

6. 間食および夕食について

乳幼児期の子どもの心身の健やかな成長を考えると、夕食はできるだけご家庭で食卓を囲んでいた
 だきたいと願っております。「間食」…夕食に差し支えない軽食（おにぎり等）

◆**間食・夕食の利用対象者**：延長保育利用者でご希望の方のみ（乳児食以上のお子様対象）

延長区分	延長保育時間	対象食
⑧	18:31～19:00	間食
⑨	19:01～19:30	間食または夕食
⑩	19:31～20:00	夕食（間食に変更可）

※「間食・夕食」の申し込み締め切りは食材発注の都合により、1週間前までとなります
 （保育運営システム・口頭にてお知らせください）。

※ 当日のキャンセルはできかねますので、1回分の利用として請求いたします。

◆**間食・夕食利用料**

	利用回数	利用料
間食	11回以上	2,500円
	6～10回	1,250円
	1～5回	600円
夕食	11回以上	7,500円
	6～10回	3,750円
	1～5回	1,850円

◎ **多子減免およびA、B階層減免**：

「多子減免」…保育所にご兄弟が通園している場合に適用されます。

同じ保育所でなくてもかまいません。

「A,B階層減免」…役所からの通達でA,B階層となっているご家庭が対象です。

	種別	延長保育料減免率	間食・夕食減免率
多子減免	第2子	50%	-
	第3子以降	100%	-
A・B階層減免	A階層	50%	50%
	B階層	50%	50%

※多子減免+AB階層減免の場合…延長保育料減免率 75%

7. 入園手続き

◆ 申し込み方法：

入園のお申込みは、区役所保育課の窓口で行ってください。

◆ 提出書類：下記の必要書類をお渡しいたします。面談の日に園へご提出ください。

No.	書類名	☒ 欄	補足説明
1	児童調査票 (送迎者の写真)		家族構成や勤務先、緊急時の連絡先など 送迎に関わる方の写真を児童調査票に貼付
2	健康調査票		入園までの健康記録
3	生活調査票		入園までの生活記録
4	食事調査票		入園までの食事状況
5	健康診断書		かかりつけの小児科で健診を受けてください
6	日本スポーツ振興 センター加入同意書		災害救済制度に加入についての同意書（任意）
7	個人情報取扱同意書		写真・動画等を含む、個人情報の取り扱いに関する同意書
8	重要事項同意書		園の重要事項説明に関する同意書（個人情報も含む）
9	保育園運営システム 利用同意書		保育園運営システム利用に関する同意書
10	虫除け虫刺され薬の 使用についての同意書		虫よけ。虫刺され薬の使用に関する同意書
11	緊急連絡票		災害時に連絡の取れる連絡先をご記入下さい
12	お昼寝用シーツ申込書		希望される方のみ
13	母子手帳のコピー 小児医療証のコピー		福祉医療証のコピーもございましたらお持ちください 小児医療証の変更があった場合は随時更新をお願いします。
14	布団カバーの洗い方		お洗濯時の注意点を記載しておりますのでご確認ください
15	離乳食 BOOK		1歳児のみ

その他 諸届について：

以下の場合には保育園または区役所の子ども家庭支援課にご相談ください。

- ▶ 職場や住所が変わった
- ▶ 家族構成が変わった
- ▶ 保育時間を変更したい
- ▶ 出産の予定がある
- ▶ 緊急連絡先を変更したい

※その他、育休や求職中となる場合等にも手続きが必要ですのでご注意ください

8. 提供する保育・教育の内容等

◆ 慣れ保育について：

初めての環境はお子様にとってとても不安なものです。保育園に慣れるためには時間がかかりますので、様子を見ながら徐々に保育時間を延ばしていきましょう。

◆ 慣れ保育の目安：

約 2 週間～1 ヶ月かけて行います。

お子さんの状態や申請時間の状況により、担任と相談の上、下記の表のように段階的に進めていきます。

0、1、2 歳児	3 歳児	4、5 歳児
9：00～11：00	9:00～11:00	担任と相談の上決定
↓	↓	
9:00～11:30（給食有）	9:00～12:30（給食有）	
↓	↓	
9：00～15：00	8：30～15：00	↓
↓	↓	
8：30～16：30（おやつ有）	8：30～16：30（おやつ有）	
↓	↓	
申請時間通り	申請時間通り	申請時間通り

慣れ保育はとても大切です。子どもたちは保育園での生活の見通しをたてることができません。短い時間からの慣れ保育を通し、園での生活リズムやお家の方が必ず迎えに来てくれることがわかるとだんだん安心して生活できるようになります。慣れるまでは疲れるものです。ご家庭に帰られましたらゆっくりと過ごし、早寝早起きの生活リズムを身に付けましょう。

◆ 土曜保育について：

ご利用できるのは、原則その月の予定表にて申し込みをされた方のみです。

- ▶ 欠席や時間変更等は、職員配置の都合上、早めにお知らせ願います。

※職員は交代で勤務にあたっておりますので、クラス担任がいない場合もあります。

予めご了承ください。

◆ 提供する保育：

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令などを遵守し、保育所保育指針及び保育ないよう
に沿った全体手児奈計画に基づき、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

◆ 毎日の保育・教育の流れ：

時間	1・2 歳児	時間	3・4・5 歳児
7:00	延長保育		
7:30	合同保育		
9:00	おやつ		
9:30	あそび	9:30	主活動
11:00	昼食	11:30	昼食
12:10	午睡	13:00	午睡
15:00	目覚め	15:00	目覚め
15:20	おやつ	15:15	おやつ
	あそび		あそび
	順次降園開始		順次降園開始
17:00	合同保育		
18:30	延長保育		
20:00			
○観察・触診・排泄(おむつ交換)・ 手洗い・着替え・片づけ・水分補 給は適宜行う。		○観察・触診・排泄・手洗い・ 着替え・片づけ・水分補給は適 宜行う。	

※上記は保育・教育の一例です。子どもの成長に合わせて内容は変更されます。

◆ お散歩コース：

女性フォーラム 屋上庭園 上倉田堀内前公園 二十ノ区公園 二十一ノ区第三
二十ノ区公園 柏尾川沿い広場 消防署 富塚古墳 園周辺 等

◆ 保育目標（年間）：

クラス	保育目標
1 歳児	・ 保育士との安定を図り、欲求や甘えを満たし、情緒豊かに安定して過ごす。 ・ 他者との関わりを通して、自分の気持ちと欲求を、言葉を用いてやり取りを楽しむ。 ・ 保育者に見守られながら自分でしようとする気持ちが芽生える。
2 歳児	・ 自分の思いを表現し、身近な大人に受け止めてもらい、自らも言葉を使って意思表示しようとする。 ・ 安心できる保育者と遊びの中で、友達のすることに興味を持ったり、親しみを持って関わろうとする。 ・ 保育者に見守られながら、簡単な身の回りのことを自分でしようとする。 ・ 元気な身体作りを目指し、楽しみながら身体を動かす。
3 歳児	・ 園生活の流れや集団生活でのルールを図り、自分で考えて行動する。 ・ 自分の思いや要求、経験などを自分なりに言葉で伝え、様々な活動で表現する。 ・ 友だちと親しみ触れ合いながら、安心して自分のしたい遊びに取り組む。 ・ 簡単なルールのある遊びを楽しむ元気な身体をしながら身体を動かしバランス力を高めていく。
4 歳児	・ 生活の流れを覚え、基本的な生活習慣や言葉を身に付ける。 ・ 友だちとのつながりを広げ、集団で活動することを楽しむ。 ・ 様々な遊びを通してイメージを膨らませ、感性や表現力を豊かにする。 ・ 色々な運動遊びを楽しみながら運動能力を伸ばし、丈夫な身体作りをする。
5 歳児	・ 友だちと様々な遊びや経験を楽しむ中で、健康、安全に必要な基本的な習慣や態度を身に付ける。 ・ 友だちや異年齢児、地域の人たちとの関わりを通して生活や遊びなどで役割を分担する楽しさを味わうと共に、相手の立場や気持ちに分かり優しさや思いやりの気持ちを持つ。 ・ 色々な運動遊びを楽しみながら運動能力を伸ばし、丈夫な身体作りをする。
その他 （年間行事）	・ 季節ごとの行事の由来や意味合いを耳で聞いて、目で見て、身体で感じる体験を通し、興味、関心を深め、好奇心や探究心を育む。 （夏祭り、スポーツフェスタ、生活発表会、季節に合わせた遊び、誕生日会 等）

◆ 安全対策：

毎月 1 回、火災・地震・不審者侵入などを想定して避難訓練を行います。

玄関はオートロック施錠となっており、園関係者以外は簡単に侵入できないようになっております。また、保育園の警備には SECOM が入っており、職員が異常を感じたときはボタン 1 つで 5 分以内に警備員が駆け付ける体制をとっています。

9. 登園・降園について

◆ 保育時間：

「保育時間」とは家庭状況及び保護者の就労時間と保育園から職場までの通勤時間を加えた時間となります。（お買いもの等の時間は含まれません。）

※申請保育時間を過ぎた場合、園から確認させて頂くこともございます。

※保育を利用できる日は、雇用証明書の記載に基づいたものとなります。

保育園の利用要件が「就労」の場合で、お仕事がお休みの日は基本的にはご家庭での保育をお願いしておりますので、ご協力よろしくお願い致します。

◆ 登降園時の心配り：

- ▶ 長時間の保育はお子様も疲れます。早寝早起きなど生活リズムを整えましょう。
- ▶ しっかりと朝食を食べて元気に登園出来るようにしましょう。
- ▶ 朝は大事な1日のスタートです。お父さんお母さんのちょっとした一言やふれあいで、お子様の気持ちは満足し、やる気が出ます！
『早く、早く』は禁物です。やさしさとゆとりを持って接してあげましょう。
- ▶ 気持ちよく登園し、スムーズに活動できるようお子様と一緒に身支度しましょう。
- ▶ お子様の服装、持ち物は清潔第一です。活動的な服装で登園しましょう。
- ▶ 毎日使用するものは持ち帰り清潔にしましょう。（コップ・口拭きタオル・エプロン）
- ▶ 週末に昼寝用バスタオル、シーツを持ち帰り、翌週には清潔な状態で使用しましょう。

◆ 保育園からの登降園時のお願いと約束ごと：

【登園時】

- ▶ 挨拶し合うことを習慣にしましょう。9時までには登園しましょう
- ▶ 登園後子どもと別れるときは、保育室前で必ず職員に引き渡しましょう。
- ▶ 夕食・間食の取り消しは登園時に担任または受け入れの職員に連絡してください。
取り消しのない場合には、ご利用がなくてもご請求させていただきます。

【降園時】

- ▶ お迎えの時間は守りましょう。遅れのないようにお願いします。
- ▶ 送迎時間が予定表と変更になる場合は、必ず連絡してください。
- ▶ 送迎予定の方と異なる場合は、お引渡しできませんので、必ず事前に連絡をしてください。また、送迎者は20歳以上の方に限ります。
- ▶ 支度が整いましたら速やかに降園しましょう。

※保育園前は危険が伴うので、自転車は所定の場所に停めてください。

また、近隣の方の迷惑にならないよう、速やかに帰宅してください。

バイク・車での送迎は原則禁止となっておりますので、ご協力宜しくお願い致します。

閉園時間は5、開所日開所時間及び延長保育に記載の通りです。

時間厳守でお願いいたします。

【約束ごと】

- ▶ お子様が保護者より先に玄関から出ないようにお願いします。
(玄関を出るときは必ず保護者と一緒に出ましょう。)
- ▶ 登降園時間は保育運営システムにて管理しています。打刻忘れのないようお願いします。
また、登降園時間の打刻は必ず保護者の方が行って下さい。
(打刻漏れ等の原因になりますのでご協力お願いいたします)
- ▶ お子様の家庭での様子は、登園 30 分前までにご入力ください。
- ▶ 兄弟がいる場合、登園時は下（低年齢）のお子様を連れて一緒に上（高年齢）のお子様の準備を行い、降園時は上（高年齢）のお子様を迎えてから、下（低年齢）のお子様を迎えて下さい。

10. 園生活に必要な持ち物

◆ 毎日の持ち物

(すべての持ち物に記名をお願いします。)

品名	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	備考
お手紙入れ	○	○	○	○	○	園で準備（購入）
食事用タオル（口拭き用）	○	○				3 枚程度
食事用エプロン	○	△				3 枚程度 使い捨て可
コップ		△	○	○	○	袋に入れて
衣類着替え 上着・スポン・下着・靴下	○ 2 組	○ 2 組	○ 1 組	○ 1 組	○ 1 組	毎日の着替えの他に ストックが常時 1 組
汚れ物袋	○	○	○	○	○	（スーパーの袋可）
スタイ（よだれかけ）	△					
紙おむつ	5,6 枚	必要数				
おしりふき	○	○				
水筒		△	○	○	○	水またはお茶
リュック			○	○	○	自分で背負えるもの

「お手拭きのサブスクリション」をご利用される方は、食事用タオルは不要です
「おむつのサブスクリション」を利用される方は、紙おむつ、おしりふきは不要です

◆ 週末に持ち帰るもの：

	品名	1	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	備考
13	バスタオル（綿毛布など）	○	○	○	○	○	掛け用
14	シーツ	○	○	○	○	○	敷布団用
15	マットレスカバー（緑）	○	○	○	○	○	月 1 回
16	毛布（冬季）	○	○	○	○	○	
17	お散歩用帽子・くつ	○	○	○	○	○	
18	外遊び用上着（冬季）	○	○	○	○	○	

- ▶ 衣類、スタイ（よだれかけ）等は適宜清潔なものと交換してください。
- ▶ 年 1 回雑巾 3 枚以上の寄付をお願いいたします。（保育中に使用させていただきます。）

【保育活動に適さない衣服】

- ・股にボタンのついた服 ・つりのスカートやズボン ・チュールのついたスカート ・自分で着脱しづらい服 ・フード付の服 ・固い布（デニム）のズボン ・タイツ
- ・チャック、ホック付きのズボン

◆ その他：

避難用一式として、以下のものをジッパー付の袋に入れて記名の上、ご用意ください。

品名	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	備考
着替え一式（避難用）	○	○	○	○	○	上着・ズボン・下着・靴下
紙おむつ	○	○				
パンツ			○	○	○	

乳児クラスはクラス保管させていただきます。

幼児クラスは常にジッパー付きの袋のままリュックの中に入れておいてください。

11. 集金させていただくもの

	品名	金額	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
1	カラー帽子（戸外遊びの際に使用します）	3000 円程度	○	△	△	△	△
2	お手紙入れ	169 円	△	△	△	△	△
3	主食代	2,000 円/月			○	○	○
4	副食代	4800 円/月			○	○	○
5	寝具リース料	3,960 円/年	○	○	○	○	○
6	日本スポーツ振興センター保険料	315 円/年	○	○	○	○	○
7	布団カバー代（破損時）	2750 円					
8	お昼寝用シーツ	2420 円					
9	お楽しみ会	1,500 円程度					○
10	戸塚区年長交流会（年 3 回）	300 円程度					△
11	お別れ遠足	1,500 円程度					○
12	卒園アルバム代	5,000 円程度					○
13	給食試食代	300 円					
14	サブスク（お口拭きのみ）	550 円					
15	お道具箱一式	のり	210 円程度			○	△
		スティック	120 円程度				
		はさみ	340 円程度				
		クレヨン	539 円程度				
		粘土ケース	196 円程度				
		粘土	266 円程度				
		粘土板	346 円程度				
		自由画帳	213 円程度				

※金額はすべて税込みの表記です。

【金額は前後する場合があります】

※寝具リース料については、昼寝用の敷布団とし年度当初に年間分を徴収します。

※マットレスシーツは全クラス購入です。（1 枚から購入できます。）

ご自宅にお持ち帰り中に布団カバーが破損した場合、弊社の保証外となり保護者様の負担にて買い替えいただきますので、あらかじめご了承ください。

添付の選択に関してのお手紙をご参照ください。

※行事に係る費用は行き先により毎年変動します。費用が決定しましたら別途お知らせいたします。

◆ 支払い方法

月末締め翌月払いといたします。口座振替にて引き落としになります。（保育園運営システムに委託しています。）

※引き落としができない場合は、コンビニネットでのお支払いとなります。

払い込み用紙での支払いの場合、手数料の一部として 1 回につき 269 円いただきます

※「日本スポーツ振興センター保険料」について

▶ 「日本スポーツ振興センター」には入園と同時に全園児が加入いたします。（任意）

保育園の怪我や事故で治療費が 5,000 円以上の場合、総額の 4 割が給付されます。尚、治療費の支給は完治後手続きを行いますので支給まで 2 ヶ月ぐらひかかります。病院の支払いが発生した場合は、一時的に園または保護者の方に立て替えていただくことがありますのでよろしくお願いいたします。



おむつ・お口ふきのサブスクリプション

希望される方は、おむつ・お口ふきのサブスクリプションの利用が可能です

12. 食事年間目標

◆ 食事年間目標：

-  皆で楽しく食べる
-  好きなもの、食べられるものを増やしていく
-  食事のマナーを身に付ける

乳幼児は食生活の基礎ができる大切な時期です。規則正しい食生活を基盤に、よい生活習慣を身に付け、楽しく食事ができる子どもに育つよう、ご家庭と保育園で一緒に協力していきましょう。

◆ 年間計画：

期	月	目標	配慮点
1 期	4 月	保育園の食事に慣れる	食べやすい献立を多く取り入れる
	5 月	色々な食材を知る	食物の名前や献立名を知らせる
2 期	6 月～	栄養と水分補給に注意し夏を元気に乗り切る	規則正しい生活をし、体調を整える
	8 月		食欲がでる環境を整える
3 期	9 月～	よく噛んで食べ、好き嫌いを減らしていく	食欲の増す時期なので、色々な食材を知る
	12 月	食べ物に興味や関心をもつ	
4 期	1 月～	食事のマナーを身に付ける	食事のマナーや姿勢良く食べることを教える
	3 月	みんなで食べる楽しさを知る	楽しく食事ができる工夫をする
		食べ物を大切にする	

◆ 給食などについて：

提供内容				
年齢	午前おやつ	給食		午後おやつ
		主食	副食	
1 歳児	○	○	○	○
2 歳児	○	○	○	○
3 歳児		○	○	○
4 歳児		○	○	○
5 歳児		○	○	○

◆ 保育園での食事：

当園では、給食・午後のおやつを毎日手作りしております。離乳食は、お子様の年齢に応じ提供しています。全年齢児とも完全給食ですので、お食事に関しご用意頂くものは特にありません。

 新鮮で安全な多種類の食材をいかし、薄味で調味しています。

 楽しい食事を通して、良い習慣を身に付けます。

 年齢はもちろん、一人ひとりの発達やその日の体調に合わせて、衛生に配慮した食事作りを心がけています。

 栄養士が栄養的な配慮のもとに献立を作成しています。

◆ アレルギー等への対応：

食物アレルギー等で食べられないものがあれば、入園時に栄養士がご相談にのり、代替・除去などの対応をとります。その際は【除去食開始申請書】と【保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表】を必ずご提出ください。また、入園後も食事相談やアレルギーに関する個別相談に応じます。

- ▶ 除去食は医師の指示のもとに行います。
- ▶ 毎月、栄養士が献立の確認を行い、ご家庭と連携を取り進めていきます。
- ▶ 除去食は食器を別にしています状況に応じて別工程で作っています。

◆ 家庭と保育園の食事の割合：

保育園の給食は一日に必要な栄養量の

●乳児 ５０％

●幼児 ４０％

を目標に献立をたてています。

給食は同年齢の子どもと同じものを一緒に食べるという事での良さもありますが、集団給食という事で、制約されることもあります。朝食や夕食での家族の時間を大切にして、保育園では味わえない色々な食材体験をさせてあげてください。



13. 日々の健康管理について ～子どもの健康について～

◆ 登園の目安

- ▶ 毎朝、登園時に保育スタッフにお子様の健康状態（食欲、体温、便の状態など）をお伝えください。いつもと様子が違う場合には、無理せず自宅でゆっくり過ごしましょう。
- ▶ 朝、必ず登園前に体温を測ってください。

なお、体温が平熱よりも 1～1.5℃以上あり、全身状態が不良※1 である場合は原則、登園を控えていただいております。

※1 元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく朝食・水分が摂れていないなど。

- ▶ 体調の目安は『体調不良に伴う登園についての確認とお願い』を参照してください。

◆ 予防接種について

予防接種は自然に感染すると重症化しやすい病気に対してつくられています。病気にかかる前に免疫をつけたり、感染を防いだり、かかってしまっても軽くてすむようにするものです。保育園はいろいろな子ども達とともに過ごす集団生活の場ですので、計画的に受けてください。

※予防接種当日の登園はできません。

※接種した時には、園にお知らせください。

◆ 薬について

保育園では原則として、お薬をお預かりしていません。

- ▶ 病院で薬が処方されるとき
 - 保育園に通っていることを医師に伝えましょう。
 - 1 日 2 回（ご家庭で飲むことができる時間帯）で服用できる処方を医師に相談しましょう
 - 医師によって 1 日 3 回しか処方されない場合は、保育園では服用できないことを伝えて、何時に服用すればよいか相談しましょう。
- ▶ 日焼け止め薬、リップクリームについて
保育園では、子どもの肌に合わないことや、アレルギー反応を起こす危険性も考えられるため、預かるまたは代理塗布などは致しません。登園前に使用をお願いします。
- ▶ 虫除け虫刺され薬
虫除け、虫刺され薬の使用についての同意書を提出していただいた場合は園の虫除け、虫刺され薬を使用致します。

薬を飲んで室内で安静に過ごさなければならない、などという場合は健康な状態ではありません。

体調が万全でないまま登園してしまうと、結果として病気が長引いてしまったり、時には重篤化してしまうことがあります。ご家庭で、ゆっくりと休養していただくことをおすすめします。

どうしてもお仕事がお休みできない場合は病児、病後児保育をご利用ください。保育園では静かな所で寝ることもむずかしく、十分な休息もできません。病児、病後児保育では、無理をせず、休息ができ、状態にあった対応をしてもらえます。

- ▶ 慢性疾患を抱える園児がどうしても決まった時間に投薬することが必要であると医師が判断する薬(抗けいれん薬、心疾患用薬剤、食物アレルギーの予防薬など)がある場合は、看護師や担任までご相談ください。

◆乳幼児突然死症候群（SIDS）への対策について

- ▶園では睡眠中、すべての子どもについて呼吸の確認を行い同時に顔色や体温等の変化にも注意しています。また、医師によりうつぶせ寝が指示されている子ども以外は、あおむけで眠れるようにしています。
- ▶0 歳児クラスでは、午睡センサーを使い乳幼児突然死症候群（SIDS）から子どもたちの安全を守っています
- ▶ご家庭でも乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防のため下記の対策をしましょう

※厚生労働省「乳幼児突然死症候群（SIDS）について」「乳幼児突然死症候群（SIDS）診断ガイドラインより

①1 歳になるまで、寝かせる時はあおむけに寝かせましょう

②できるだけ母乳で育てましょう

③たばこをやめましょう

- ▶窒息事故防止のために

睡眠中の乳児の死亡する原因には、乳幼児突然死症候群（SIDS）のほか、窒息などによる事故があります。

※厚生労働省「乳幼児突然死症候群（SIDS）について」「乳幼児突然死症候群（SIDS）診断ガイドラインより

①ベビーベッドに寝かせ、柵は常に上げておきましょう

②敷布団・マットレス・枕は固めなものを。掛布団は軽いものを使いましょう

③口や鼻を覆ったり、首に巻きつくものはおかないようにしましょう

14. 健康管理年間計画

♡ 戸外で十分に遊び、健康な身体をつくる ♡ 清潔習慣を身につけていく

子どもたちが保育園生活を健康に過ごすために、こんな事を大切にしてください。

規則正しい生活リズムが生き生きとした子どもを育てます。

①早寝早起きをしましょう。

そのためには、起きる時間が近づいたら、カーテンや窓を開けて明るい光や空気を入れましょう。すぐに起きられなくても、布団の中でまどろみながら身体も心も徐々に目覚めていき一人で起きる習慣が身についていきます。

②早寝早起きをする、

朝から食欲が出て排便もあってすっきりします。頭も身体も目覚めることで自分の興味あることを見つけ、生き生きと遊び集中力を高めることができます。

③昼間は戸外に出て、

日光に当たりながら身体を動かして遊びましょう。戸外遊び、散歩、散策などを楽しみながら色々な経験をさせましょう。適度な戸外遊びほどよい疲れを誘い、お昼寝や夜の睡眠リズムを作ることができます。

④絵本を読んだりお話しして、

子どもとスキンシップを大切にしましょう。休日は、家族でゆっくりする時間も必要です。生活にリズムとアクセントをつけることで日常生活にも意欲が出て生き生きと元気に過ごすことができます。

⑤健康な身体を作るためには、

正しい生活リズムと食生活、そして手洗い、うがい、歯磨きなどの清潔習慣がとても大切です。気長に習慣づけて、きれいにすることは気持ちが良いという感覚を育てていきましょう。

◆ 保育園で実施する健康診断など：

健康診断	全園児	年 2 回（園医によって実施）
歯科検診	全園児	年 2 回（歯科医の園医によって実施）
身体測定	全園児	毎月 1 回（身長、体重）/ 年 2 回（胸囲、頭囲）
尿検査	3、4、5 歳児	年 1 回
視聴覚検査	3 歳児	年 1 回

15. 感染症について

学校保健法に基づく感染症にかかった場合、速やかに保育園にご連絡ください。

また、別表の通り医師による登園許可証の提出が必要になります。

感染症の症状が見られた場合、蔓延を防ぐため早期の医療機関受診をご依頼しています。

保育園では感染症の早期発見・早期治療に努めていますが、感染症の大半には潜伏期間があるため、集団生活の中では発見した段階ですでに他児などへ伝染していることが多々あります。

また嘔吐、下痢などの症状では感染症が疑われることもあります。

ご家庭でも早期発見、早期治療にご留意していただくほか、お休みの日は無理な外出を控えたり、完治するまでは登園を控えるなど、感染予防と感染拡大防止にご協力ください。

16. 登園許可書が必要な感染症 ※医師に記入してもらってください

感染症名	症状の特徴及び経過	潜伏期間	登園目安
麻疹（はしか）	最初に発熱・咳・鼻水・目やになどの風症状がでる。3～4 日で一時熱が下がったように見えるが、再び熱が高くなり頬の内側の粘膜に白い斑点ができる。その後全身に発疹がでて、咳・目やにがひどくなり、高熱もさらに数日間続く。この時期に肺炎、脳炎などの合併症が多くみられる。合併症がなければやがて解熱し、10 日～2 週間程度で一般症状が改善する。	8～12 日	解熱した後 3 日 咳・発疹が軽快するまで
インフルエンザ	突然 38～39℃の発熱、頭痛、関節痛、全身のだるさ、風邪症状（のどの痛み・鼻汁など）が強い。嘔吐や下痢を伴うことがある。肺炎、脳炎の合併症に注意	1～3 日	発症後 5 日、かつ解熱し 3 日経過 (発症日、解熱日翌日が 1 日目)
新型コロナウイルス感染症	鼻やのどからのウイルスの排出期間の長さに個人差があるが、発症 2 日前から発症後 7～10 日間は感染性のウイルスを排出しているといわれている。発症後 3 日間は、感染性のウイルスの平均的な排出量が非常に多く、5 日間経過後は大きく減少することから、特に発症後 5 日間が他人に感染させるリスクが高いことに注意。排出されるウイルス量は発熱やせきなどの症状が軽快するとともに減少するが、症状軽快後も一定期間ウイルスを排出するといわれている。（厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行後の対応について」参照）	-	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること
風疹（ふうしん）	発熱と紅く細かい発疹がほぼ同時に出現し、首や耳の後ろのリンパ節が腫れる。3 日程で解熱し発疹も消える。	8～12 日	解熱した後 3 日、咳・発熱が軽快するまで
水痘（みずぼうそう）	紅い小さな発疹が現れ、その発疹の中心が半日から 1 日で水疱となる。水疱は 2～3 日で黒いかさぶた（痂皮）になるが、新しい発疹が次々と全身に出現し、全てが痂皮になるまでには 1 週間ほどかかる。感染力が強い。	14～16 日	すべての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	両側または片側の耳下腺が腫れ、微熱がでる。痛みを伴う。通常 10 日ほどで腫れがひく。	16～18 日	耳下腺の腫脹（はれ）が発現してから 5 日を経過するまで。 かつ全身状態が良好になるまで
結核	咳、痰、発熱の症状が長く続く。また、体重が減る、食欲がない、寝汗をかくなどの症状もある。	-	感染のおそれなくなってから
咽頭結膜熱（プール熱）	38～39℃の発熱が 3～4 日続き、咽頭炎と結膜炎をおこす。	2～14 日	主要症状（発熱・充血等）が消え 2 日経過するまで
流行性角結膜炎	目やに、涙目、結膜の充血とむくみ、眼瞼（まぶた）の発赤と腫脹。	2～14 日	目の充血、異物感が消失するまで
百日咳	普通の風邪症状から始まり、やがて特有の咳（激しく咳き込んだ後ヒューッと笛を吹くような音をたてて息を吸う）が発作的に現れるようになる。特に夜間の咳がひどい。約 1 か月で咳の回数は減るが、回復には 3 か月近くかかる。	7～10 日	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること また、5 日間の抗生物質治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O111 等）	激しい腹痛、頻回の水様便、さらに血便。発熱は軽度	3～4 日（1～8 日）	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	強い目の痛み、異物感、結膜の充血、結膜下出血を伴うことが多い。眼瞼の腫脹、眼脂、結膜浮腫などがみられる。	1～2 日	目の充血、異物感が消失するまで
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	突然の発症がみられ、髄膜炎症状（頭痛、発熱、痙攣、意識障害、髄膜刺激症状、乳児では大泉門膨隆）を示す。点状出血がみられることもある。敗血症例ではショック並びに DIC を来し（Waterhouse-Friedrichsen 症候群）、細菌性の関節炎を伴うこともある。世界各地に散発性又は流行性に発生し、温帯では寒い季節に、熱帯では乾季に多発する。本邦ではまれである。	2～4 日	医師により感染の恐れがないと認められていること

※医師の責任を伴うものなので有料となる場合がございます、予めご了承ください

17. 登園届が必要な感染症 ※保護者の方が記入してください

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん一人ひとりの子どもが一日快適に生活できることが大切です。

※下記表の感染症等が発症した場合、登園の目安を参考に、かかりつけ医師の診断に従い登園の際に登園届をご提出ください。

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症は、専用の登園届がございます（令和6年4月1日運用開始）

感染症名	症状の特徴及び経過	潜伏期間	登園目安
溶連菌感染症	発熱、咽頭の発赤、リンパ節の腫れ、舌が莓のように赤くざらざらした状態になる（莓舌）発熱に続き、発疹がすぐに出現することもある。発熱を伴って真っ赤でざらざらしたような発疹が全身に現れるものを猩紅熱という。	2～5日	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	咳を主症状とした呼吸器感染症。気管支炎・肺炎などをおこす。発熱や咳などの風邪症状から始まる。咳が頑固で続くような場合は肺炎に進展している可能性が疑われる。	2～3 週間	発熱や激しい咳が治まってから、24 時間嘔吐症状がないこと
手足口病	手のひら、足の裏甲、指と指の間、唇や口の中に小さい水疱性の発疹ができる。発疹は手足全体、肘や膝、おしり周辺に多数みられることもある。腹、胸、背中にはできない。38℃くらいの発熱がみられることがある。	2～7日	発熱や水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれる
伝染性紅斑（リンゴ病）	ほぼ境界のはっきりした紅い発疹が現れ、続いて手足に網目状の発疹が広がる。胸腹部背中にも現れることがある。この発疹は 1 週間前後で消える。	17～18日	医師の判断による
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノ等）	嘔気/嘔吐、下痢（乳幼児は黄色より白色調であることが多い）、発熱	約 2～3 日	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱、咽頭の痛み、紅い小さな発疹が口の粘膜に表れ、やがて、水疱になる。咽頭の痛みの為食欲低下があり、水分も摂れなくなると脱水症状に注意が必要になる。	2～7日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス	発熱、鼻汁、咳嗽、喘鳴、呼吸困難	3～8日 （乳児 3～4 週）	呼吸器症状が消失し、全身状態がよいこと
帯状疱疹	神経痛のような疼痛が初発症状で、2～3 日後には、主に神経の走行に沿って分布する紅斑と小水疱が現れてくる。	14～16日	すべての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで
突発性発疹	38℃以上の高熱（生まれて初めての高温で、ある場合が多い）が 3～4 日間続いた後、解熱とともに体幹部を中心に鮮紅色の発疹が出現する。軟便になることがある。咳や鼻汁は少なく、発熱のわりに機嫌がよく、哺乳もできることが多い。	約 10 日	解熱し機嫌がよく全身状態がよいこと

※受診した際は、いつから登園可能かを医師に必ずご確認ください。

◆ 注意が必要な感染症：

登園届、登園許可書は必要ありませんが、感染力が強く注意が必要な感染症です。

可能でしたら、お休みをするなどのご協力をお願いします。

感染症名	症状の特徴及び経過	潜伏期間	登園目安
伝染性膿痂疹（とびひ）	虫刺されや湿疹などを掻き壊した皮膚に菌が付き化膿する。書き壊した手で他のところを掻くと次々に化膿する。	2～10日 長期の場合あり	皮膚が乾燥している、湿潤部位が覆える程度のものであること
伝染性軟属腫（水いぼ）	直径 1～5 ミリ大の柔らかいイボ。中には白いチーズ状（粥状）のものが入っており、ウイルスがたくさん含まれている。これが付着するとうつる。	2～7 週間 時に 6 か月まで	掻き壊した傷から浸出液が出ている時は、被覆すること
アタマジラミ	接触感染（頭髮から頭髮への直接接点、衣服や帽子、寝具を介する感染）多くが無症状であるが、吸血部分にかゆみを訴えることがある。	10～14日	駆除を開始していること

18. その他保育に関すること

◆ 保育中の事故について：

診断や治療を要する緊急の状況があった場合、保護者の方へ連絡の上、指定の医療機関がある場合は指定先に、無い場合は園指定の医療機関にかかります。

診察、治療に必要な費用については、基本的には保育園が加入している保険を使用します。それらが使用できない場合、健康保険、子ども医療費助成を使用します。

◆ 障害児保育について：保護者様のご加入されている健康保険、しょうにいりょうしょ

障害児保育を実施する場合は、個別支援プログラムを作成し、療育センターと保護者様と連携をとりながら進めてまいります。

◆ 医療的ケアが必要な児童の保育について：

医療的ケアが必要な児童を保育する場合は看護師常駐のもと、主治医と保護者、施設長が相談の上、可能と認められた場合にのみ医師の指示、診断に基づき看護師が付き添い適切な対応を行ってまいります。

◆ 虐待防止について：

児童虐待防止法第5条において、児童福祉施設等の職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待の早期発見に努めなければならない旨が規定されています。また、同法第6条には、虐待を受けている児童を発見した者に通告義務がある旨が規定されています。確信がない場合でも通告義務に基づき、関係機関と情報連携をし、虐待防止に努めます。

19. 緊急時・非常災害時の対策

◆ 非常災害時の対応：

登園後に警報等発令された場合は、安全のため出来るだけ早くお迎えに来ていただくよう宜しくお願いします。

◆ 非常時の避難場所：

- ▶ 広域避難場所、
地域防災拠点及び
土砂水害時避難場所
↳ 戸塚小学校
- ▶ 明日葉保育園
戸塚西口園



◆ 各公的機関所在：

機関名	電話番号	住所
戸塚消防署	045-881-0119	横浜市戸塚区戸塚町4194
戸塚警察署	045-862-0110	横浜市戸塚区戸塚町3158-1
戸塚西口交番	045-862-0110	横浜市戸塚区戸塚町1無番地

◆ 消防訓練：

火災や地震を想定した消防訓練（避難、消火、通報訓練）を毎月実施します。

避難経路や消火器の設置場所、使用方法についても、日頃から職員全員で周知、把握し、非常時に備えます。また、防火管理者を設置し、定期的に消防署等から指導を受けます。

年に1度引き渡し訓練も行います。非常災害時の連絡確認等、保護者様にもご協力いただきますので宜しくお願い致します。

大規模災害発生時：

① 『保育運営システム』にて一斉メールを送信

安否状況および避難先等のご連絡をします。

※災害時、通信網が不安定になる場合が考えられるため、②も同時に行います。

②災害伝言ダイヤル「171」（災害伝言版）の使用

171 + 045-392-4884（戸塚西口園電話番号）で伝言再生をお願いします。

※状況に応じて避難場所等流動的に変更いたしますので、緊急時は最新の情報にご留意ください。

◆ 防火管理者：

非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難および初期消火等、必要な訓練を実施しています。

防火管理者	園長
消防計画届出年月日	戸塚消防署 2022年 3月
避難訓練	月に1回、火事及び地震等の防火・防災訓練実施
防災設備	消火器、火災報知器、誘導灯、避難階段など（年2回点検）

◆ 賠償責任保険の加入状況：

以下の保険に加入しています。

保険の名称	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険内容	災害共済給付
保険金額	315円/年

20. ご家庭と園との連絡方法

- ▶ ホワイトボード・掲示板…緊急のお知らせや保育の様子を園内に掲示します。
- ▶ 園運営システム（電話の場合もあります）
…急な遅刻、欠席、早退、変更連絡を受付、怪我や病気などの緊急の連絡をいたします。
- ▶ 連絡ノート（保育運営システム内）
…1・2歳児は毎日、3・4・5歳児は必要に応じて記入します。
ご家庭の様子も必要に応じてお知らせください。
- ▶ 園だより、ほけんだより…毎月1回、園の行事予定や活動予定などお知らせします。
- ▶ クラスだより…毎月のクラスの様子や連絡事項などをクラスごとにお知らせします。
- ▶ 個人面談…保護者とクラス担任でお子様の様子を話し合います。年間行事予定のほか必要に応じて行っていきます。
- ▶ 保護者懇談会…年2回程度行います。同じクラスの方々と交流できる場です。
- ▶ メール配信…お便り配信、緊急時の連絡の際に送信します。

21. 保育の質（運営委員会等）

◆ 運営委員会：

年2回、園から保育の様子や行事のお知らせなどを行い、保護者の皆様のご意見をいただくために運営委員会を開催します。さらに、必要に応じて運営管理責任者が、保育事業について知識経験を有する者や利用者の代表を招集し、当園の利用や、保育内容、施設・設備に関する事項について協議する場を設けます。（各クラス1名運営委員を選出）

◆ 業務の質の評価について：

保育所の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い年に1回自己評価を実施
	公表方法：園内掲示、
外部評価	実施方法：横浜市福祉サービス第三者評価を受審
	実施回数：5年1回（令和2年度受審）
	公表先：かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 HP

※保育の質の開示については以下の点において行われる。

- ①保育サービスの提供及び向上
- ②保育料などの各種費用の請求及び収受、毎日の登降園管理、お子様の安全管理、健康管理など、日常の園児管理全般
- ③園だより、クラスだよりや各種の掲示物、HPなど、日頃の園の活動やお子様の様子を内外に伝えるための情報提供（報道などの取材を含む）
- ④各種学術団体、保育団体、自治体などにおける作品出店、研究発表など
- ⑤その他児童福祉法及び厚生労働省「保育所保育指針」に基づいた保育所の適切な運営及び機能発揮に必要な目的

22. 個人情報の取り扱いについて

◆ 個人情報保護に関して保護者様へのお願い

個人情報保護に対する基本方針に基づき、当園では、個人情報が外部に出ることのないように職員に入職時に、実習・ボランティアへの参加者に対しては開始前のオリエンテーションの際に誓約書を取り交わすとともに、個人情報保護に関する意識啓発に努め周知徹底しております。ただし、下記の情報管理については、当園で把握することが困難でございます。

- 保護者様が行事やイベントで撮影された写真、ビデオ
- 業務委託など外部の物による写真撮影やビデオ録画
- その他、上記以外で情報の把握が難しいと思われるもの
- 保護者様や第三者によるインターネット上での掲載（ブログなど）

つきましては、保護者様が持ち出された情報はお子さまの成長記録以外に使用しないという誓約書と個人情報についての同意書を、入園時にご提出していただくようお願いします。

◆ 個人情報保護の方針

当園では、個人情報の性格と重要性を十分に認識し、園児及び保護者・家庭に関する個人情報の取り扱いについて、関係法令及び厚生労働省が定めたガイドラインを遵守するとともに、『個人情報の保護に関する法律』（以下、『個人情報保護法』と呼ぶ。）を定め、関連法令等を遵守し、下記の方針に基づいています。

① 基本理念

株式会社あしたばマインドならびに法人が運営する施設（以下「当園」という。）では、『個人情報保護法』第3条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである。」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱う全ての者が、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取り扱いを図ります。

② 個人情報の利用目的

当園では、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けた得た個人情報、また日々の保育業務を通して得た個人情報を、『児童福祉法』および厚生労働省編『保育所保育指針』が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

監督官庁への各種届出、法律に定めるところの必要書類作成、各種募集等、情報主体の利益享受及び権利の行使に必要と認められる場合は、正当な目的に限り使用します。

利用目的は、

- 園児募集並びに入園に関する業務
 - 保護者との連絡に関する業務
 - 園児の保育に関する業務
 - 園児の記録管理に関する業務
 - 園児の健康状態把握に関する業務
 - 卒園児の確認に関する業務
- とします。

③ 収集する個人情報の種類

当園では、園児を保育するにあたり、児童調査票・健康診断票・健康診断書・緊急連絡調査票等、必要最低限の情報は収集させていただきます。

個人情報の提供を依頼する時は、その収集目的、提供拒否の可否を明確にし、適正に使用します。

④ 個人情報の第三者への提供の制限

当園では、『個人情報保護法』第23条に規定されている下の各号に該当する場合を除いて、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報（個人データ）を提供することはありません。

- 法令に基づく場合
- 人の生命、身体又は財産の保護の為に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- 公衆衛生の向上又は園児の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

⑤ 個人情報の管理

当園は、利用する個人情報（個人データ）を正確かつ最新に保つよう努めるとともに、漏洩（ろうえい）滅失、又は毀損（きそん）の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、利用目的を失した個人情報については、法令等に定めのあるものを除き、確実かつ速やかに消去するものとします。

⑥ 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去

当園は、保護者がその子ども、その家庭および自身の個人情報（個人データ）の開示・訂正・利用停止・消去を求める権利を有していることを十分に認識し、これらの要求がある場合には、法令に従って速やかに対応します。また、開示には本人（保護者）確認をさせていただきます。

⑦ 個人情報非開示の範囲

当園の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、非開示とします。

⑧ 個人情報の使用

当園は、個人情報の使用に際して、使用されている方の安全に留意するとともに、情報主体の方の意見を尊重し、個人情報を適切に取り扱います。その上で、園児の園生活において必要に応じ使用します。具体的な使用は次のとおりとします。

- 園生活において、園児が必要とする箇所（ロッカー・フック・くつ箱等）や個人で使用する物品（連絡帳・帽子等）には名前や写真を掲示・記載します。
- 園内の壁装飾として、当番表・誕生表・園児作品には名前や写真を掲示します。
- 園児名簿・日誌・指導計画・児童票・名札・園便りやクラス便りに、行事の写真を掲載します。
- 児童調査票・健康調査票・食事調査票・健康調査票の提出をお願いしますが、保育上必要な目的以外には使用しません。
- 園児名簿や園児連絡先は当園での使用に限定し、それ以外の方から求められてもお知らせしません。
- 実習生の記録ノートに園児名の記載はいたしません。

23. 苦情・ご意見・ご要望などの申し出窓口について

- ◆ 相談解決責任者：明日葉保育園戸塚西口園 園長
- ◆ 受付担当者：明日葉保育園戸塚西口園 主任
- ◆ 本社受付窓口：株式会社あしたばマインド保育事業部
【住所】〒108-0073 東京都港区三田 3-5-19 住友不動産東京三田ガーデンタワー3階
【電話】03-0453-3335
- ◆ 第三者委員：（株式会社 Smile Weather：代表取締役）【電話】045-392-5111
：（元民生委員）【電話】045-871-2850
- ◆ ご意見・ご要望などの受付
 - ①ご意見・ご要望などは面接、電話、書面などにより受付担当者が随時受け付けます。
尚、第三者委員に直接申し出ることもできます。
【電話】03-3453-3335
 - ②受付担当者が受け付けた意見・要望などを相談解決責任者と第三者委員（相談者が第三者委員への報告を拒否した場合は除く）に報告します。第三者委員は内容を確認し、相談者に対して、報告を受けた旨を報告します。
 - ③相談解決責任者は、相談者と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、相談者は第三者委員の助言や立ち合いを求めることができます。
尚、第三者委員の立ち合いによる話し合いは次により行います。
ア.第三者による意見・要望の内容の確認
イ.第三者による解決策の調整、助言
ウ.話し合いの結果や改善事項などの確認
 - ④都道府県「運営適正化」委員会の紹介
本園で解決できない場合は、下記神奈川県社会福祉協議会に設置された運営適正委員会に申し立てることができます。
神奈川県社会福祉協議会（かながわ福祉サービス運営適正委員会）
【住所】〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター
【電話】045-312-1121

24. 連携施設

- ▶戸塚小学校…不定期意見交換会、合同行事
- ▶戸塚消防署…消火訓練、火事模擬体験 等々
- ▶戸塚警察署…不審者対応訓練

25. 地域の育児支援について

保育園は地域に開かれた社会資源として、地域のさまざまな人や場、関係機関等と連携しながら運営しています。また、次世代育成支援や世代間交流にも力を入れ、地域の小中学校との交流や体験学習の受け入れ、高齢者との交流の機会も園生活に取り組んでいます。園に通う子どもたちにとっても、地域のさまざまな人とのかかわりが、豊かな生活体験となり心を育んでいくものになるようにと考えています。

- ▶一時保育、園庭開放、育児講座、育児相談、交流保育等の実施

26. プライバシー保護について

○プライバシー保護の重要性

子どもの日常生活におけるプライバシーの保護は、子どもを尊重した保育における重要事項です。

○プライバシー保護とは

プライバシー保護には、子どものみならず保護者のプライバシー保護も含まれます。ここでいうプライバシーとは、「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」のことです。子ども・保護者のプライバシー保護については利用者尊重の基本であり、たとえば、子ども・保護者が他人から見られたり知られたりしたくないことについて、その意思が尊重されなければなりません。子ども・保護者からの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。

○保育園におけるプライバシー保護

日常的な保育においては、保育所の特性とあり方等を踏まえつつ、施設・設備の限界等を加味しながらも、可能な限り一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしいこちよい環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行うことも必要です。

○具体的なプライバシー保護の場面

- ・おむつ替え

⇒外部の人や他児に見られないようパーティションや別室で行うなど配慮をする

- 排泄
⇒外部の人や他児に見られないよう個室や声掛け、指導など配慮をする
- 着替え（乳児）
⇒半裸や全裸にならないよう配慮し、個人の尊厳を尊重する
- 着替え（幼児）
⇒男女や個人などの区別をし、パーティションや部屋を分けるなど配慮をする
- シャワー、沐浴
⇒外部の人や他児に見られないようパーティションや別室で行うなど配慮をする
- 水遊びなど
⇒外部の人や他児に見られないようパーティションや目隠しなど配慮する

27. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
 - (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
 - (3) 保護者から利用の終了の申し出があった場合
 - (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき、本規定の説明を受け承諾した後、本規定に違反し是正しない場合
- ▶利用終了後でも、相談などでの来園をお待ちしています

明日葉保育園 戸塚西口園 045-392-4884 担当：園長

28. 子どもの人権について

- ▶発達状況には目安がありますが、子どもの成長にスピードや道筋、個性はさまざまです。一人ひとりの姿をていねいに受け止め、自己を十分に発揮できるような保育を実践して参ります。また子ども同士もともに生活をする中で、互いに尊重し合う心を育て、個人差、国籍や文化の違い、性差などに関して差別なく自然と受け入れていけるよう、人権に配慮した保育を心がけます。

○子どもの権利条約

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の児童(子ども)の権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。1989年の第44回国連総会において採択

され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しました。ユニセフは、国連人権委員会で「子どもの権利条約」の草案作りに参加。国連総会での採択ならびに各国政府による批准を促すため、全世界で広報・アドボカシー活動を行いました(日本ユニセフ協会も、日本政府による批准を求めるキャンペーンを実施しました)。ユニセフは、「子どもの権利条約」が、条約の内容の実施に関する助言や検討などの専門的な役割を与えている国際機関です(第45条)。条約発効後、ユニセフは、本条約の実施状況を確認し各国に助言を与える「子どもの権利委員会」に協力するとともに、途上国などで実施する支援活動、ならびに日本を含む先進各国でのアドボカシー活動などを通し、条約にうたわれている権利の実現を目指しています。



1989年11月20日に「子どもの権利条約」が採択されて以来、5歳未満の子どもたちの死亡率は低下し、危険な労働を強いられている子どもの数も減少しました。しかし、こうした成果から取り残されている子どもたちもまだ数多く存在します。条約を批准した各国政府は、条約の各条項が規定する子どもたちの権利を実現するために、国内法の整備などを具体的に進めなければなりません。人権史上画期的な試みには、まだまだ多くの課題が残されています。

29. 実習生・ボランティアの受け入れ

- ▶保育園では、保育士・栄養士・看護師等の養成のため、学生の実習及びボランティア活動を受け入れています。また、一般の方にも園の活動内容を知ってもらう面でもボランティア活動を受け入れ、透明性の高い園の運営を目指しています。

30. SDGs の取り組み

▶SDGs（持続可能な開発目標）の達成は、未来の為にまた未来を担う園児たちの為に、我々が取り組んでいかなければならない重要なミッションであると考えています。明日葉保育園長津田園は、認可保育所というソーシャル事業を通じて SDGs の達成に向けた取り組みを行ってまいります。

31. 新型コロナウイルス感染症への対策

▶園では、厚生労働省及び横浜市の指示に従い、新型コロナウイルス感染症対策を講じています。園の関係者に感染が確認された場合においても横浜市及び緑区に報告・指示を受け対応いたします。

32. 保育所における安全計画の策定について

昨今の保育所における事故を受け、厚生労働省子ども家庭局保育課の指示により、園では、「保育所における安全計画」を策定しています。

①安全点検について

- ・施設、設備の安全点検
- ・マニュアルの策定、共有、見直し

②子ども・保護者への安全指導

- ・子どもへの安全指導
- ・保護者への説明、共有

③実践的な訓練、研修

④再発防止の徹底

令和7年1月改訂

